

項目	公募要領項 頁	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	7	Ⅲ.申請手続		補助金申請手続きについて知りたい。	申請手続きは公募要領p7「Ⅲ.申請手続」に記載しておりますので、そちらをご確認ください。
2	3	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容		自治体所有の宿泊施設を運営している指定管理者だが、回の事業（補助金等）の二次募集において、自治体所有の施設であっても申請が可能となる、あるいは対象要件が緩和されるといった変更はあるか。	自治体所有の宿泊施設を運営する指定管理者（民間事業者）についても、本事業の補助対象事業者の要件を満たす場合は申請いただくことが可能です。 ただし、補助対象となる設備・施設の所有関係や指定管理協定の内容等によっては、補助対象とならない場合があります。具体的な事業内容については、事務局まで個別にご相談ください。
3	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	ハード整備とソフトの構築の割合に制限はあるかどうか（ソフトの方が高額になっても問題ないか）。	ハード面とソフト面の割合については特段指定はございませんが、システム単体の導入は補助対象外となります。
4	－	－	－	緩和された要件についての詳細を知りたい。	・補助対象事業者について、観光関係事業者と宿泊施設1者以上を含む2者以上の体制で申請可能となります。 ・連携先が補助対象経費を負担しない場合、様式1別紙1の提出は不要となります。 ・申請時に連携先が確定していない場合も、交付決定から3カ月以内に連携同意書を提出していただければ申請は可能となります。 上記3点は主要な変更点をまとめたものです。一次公募と二次公募における要件の詳細な相違につきましては、最新の公募要領をご確認いただけますようお願い申し上げます。
5	－	－	－	三次、四次の公募を行う可能性はあるかどうか。	現段階では未定でございます。
6	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	補助金活用の対象となる設備として遊戯施設は対象か。申請事業者基準の詳細を知りたい。	遊戯施設も補助対象となりますが、複数の観光関係事業者が共同で利用する設備であり、地域全体の効率化・労働生産性の向上に資する場合に、対象となり得ます。
7	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	飲食店や宿泊施設の混雑状況可視化できるシステム（WEB制作・デジタルサイネージ含む）などの導入も補助金対象になるか。	混雑状況可視化システムにつきましては、デジタルサイネージ等のハードウェアの導入を伴う場合は補助対象となり得ますが、Webサイトやアプリ等のシステム単体（ソフトウェアのみ）の導入は補助対象外となります。
8	3	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	1.補助対象者の要件	グループ会社としての判定基準を教えてください。（役員の兼任、出資関係など）	代表者が同一、企業会計が同一（子会社（会社法第2条第3項）または親会社（会社法第2条第4項）、以下同様）いずれかに当てはまる場合はグループ会社となります。
9	6	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	完了実績報告書の提出が2月19日締め切りとのことだが、事務局での確認時間を考えると、事業自体は遅くとも1月末までに終了する必要があるその認識で間違いないか。	完了実績報告書の提出期限は令和9年2月19日（金）17時までとなります。期日までに完了実績報告書と精算書類をご提出いただければ、事業完了が1月末以降となっても問題ございません。
10	6	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	年度内に事業が完了しなかった場合、次年度への繰越はあるか。	次年度への繰り越しはございません。令和9年2月19日（金）17時までに完了実績報告書をご提出いただく必要がございます。現段階で間に合う事業内容にてご申請をお願いします。
11	6	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	昨今の資材不足などにより、予定より工期が遅れ、期限までに事業が完了しなかった場合でも、交付決定取消となるか。	本事業は、令和9年2月19日（金）17時までに、事業の完了および完了実績報告書を含む全ての精算書類の提出を行っていただく必要があります。公募要領上、期間内に補助事業を完了できなかった場合は補助金の交付を受けられない場合があります。ただし、採択後に自然災害などのやむを得ない事情で工期遅延が見込まれた場合などは速やかに事務局へご相談ください。なお、補助事業の内容変更等を行う場合には事前承認が必要となります。
12	5	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	①共同循環バスのランニングコスト（人件費・燃料代など）は補助対象か。 ②私有地のロードヒーティング設備の導入にかかる経費は補助対象か。	①事業者における経常的経費（ランニングコスト）は補助対象外経費となります。 ②補助対象者要件を満し、かつその取組が地域の生産性向上及び効率化に資する取り組みであれば申請は受けられます。
13	5	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	主体者Aの土地にある社宅を改築し、社宅が不足している事業者Bを連携者として申請し、Bに貸し出す場合、補助対象となるか。	事業者A・事業者Bが共同で利用する社宅の改修であれば補助対象となります。
14	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	共同社員寮について、「社員」の定義について ①雇用関係が必須か（業務委託でも可か？）。 ②A法人所属の人材個人を、B法人が雇用または業務委託している場合、そうした人材のための寮を作る場合、A法人とB法人の「共同」社員寮、と考えられるか。	共同社員寮の対象となる社員について、業務委託先でも問題ございません。 ただし、本事業は複数の観光関係事業者による共同利用を通じて、地域全体の効率化や人材確保等に資する取組を支援するものです。したがって、個別の事業スキームが補助対象となるかについては、寮の利用実態や事業者間の連携内容等を踏まえて判断することとなります。
15	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	地域内の宿泊施設の利用者が共同で利用できる、飲食店やベーカリーの開発費用（古民家を改修）は補助対象になるか。 他にも、地域の宿泊施設の利用者が利用できる、体験コンテンツを提供する施設の開発費用（古民家を改修）は補助対象になるか。	古民家を改修して整備する施設が、複数の観光関係事業者の共同利用により観光産業の効率化や生産性向上に資する取組である場合には、補助対象となる可能性があります。個別に事務局へお問合せください。
16	3	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	1.補助対象者の要件	新設法人（設立1年未満）も申請主体となることは可能か。	公募要領に定める補助対象事業者の要件を満たしているため、申請主体となることが可能です。
17	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	産学連携として、大学のまちづくり観光学部の人材の活用も進めようとしているが、これらの人材が滞在する目的も、共同社員寮の用途として認められるか。	申請可能です。ただし、共同社員寮の改修が本事業の目的である「観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上」に資する取組である必要がございますので、ご注意ください。
18	7	Ⅲ.申請手続	－	申請時に、見積書や図面の提出は必須となるか。 必須の場合、見積書や図面にはどの程度までの内容を記載する必要があるか。 また、事務局として確認したいポイントや、満たしておくべき内容があれば教えてください。	原則として、見積書および図面のご提出をお願いしております。 やむを得ない事情により確定版の提出が難しい場合は、現時点で作成可能な最新の資料をご提出ください。その際、申請書類内に「概算である旨」を明記いただくようお願いいたします。 また、相見積書につきましては原則必須となりますが、ご用意が難しい場合には、合意的な理由を記載した「適定理由書」を併せてご提出ください。
19	3	Ⅱ. 補助対象事業者及び補助内容	－	申請者が宿泊施設を実施しており、その事業の中で委託業者も使用している福利厚生施設（従業員食堂や温泉、休憩場所、寮）などを改修する場合、自社が主となり参画企業として当該施設の利用者である委託業者をむかえて申請は可能か。	申請は可能となります。ただし、地域内連携、地域全体の効率化といった観点で審査を行います。詳細は公募要領をご確認ください。
20	4	Ⅱ.補助対象事業者及び補助内容	2. 補助内容	共同社員寮を検討している。電気代高騰が懸念されるため太陽光パネルの設置も検討したいが、補助対象となるか。	本事業の目的である「観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上」に資する取組と認められる場合、太陽光パネルの導入（設置工事費や機器購入費等）は補助対象となります。